**令和２年４月２９日時点**

**社会福祉施設等における**

**新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト**

１　主旨

本チェックリストは厚生労働省通知に基づき、社会福祉施設等運営法人が新型コロナウイルスに係る各項目について、施設等内での実施状況を確認することで、新型コロナウイルスの感染及びまん延を防止すること等を目的に策定しました。

２　実施者

　　　本チェックリストの実施者は、**高齢者、障がい児者**を対象とする以下の事業を行う社会福祉施設等の運営法人とします。

　通所系　：通所介護、通所リハビリテーション、生活介護、自立訓練、就労移行支援、

就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、

放課後等デイサービス

短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期入所

入所系　：養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、

　　　　　老人福祉センター、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、

介護療養型医療施設、障害者支援施設、障害児入所施設

　　居住系　：共同生活援助、特定施設入居者生活介護

　訪問系　：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

　その他　：福祉用具貸与、特定福祉用具販売、自立生活援助、保育所等訪問支援、

居宅訪問型児童発達支援、一般相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

　　　　　　　　　　　　　　　　　※介護保険サービスは介護予防サービスを含む

３　記載要領

　　・「共通項目」及び該当サービスについて内容を確認し、内容を実施できていればチェック欄

に「✓」（チェックマーク）を記入してください。

　　・該当サービスのチェックリストがない場合は、「共通項目」のみ確認してください。

　　・項目の事案がない場合についても、「事案があった場合」と仮定して内容を確認してください。

　　・実施できていない場合は早急に実施し、感染及びまん延の防止に努めてください。

　**【共通項目】**

| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| --- | --- | --- |
| 共通 | 〇感染症対策の再徹底に関すること |
| 1. 社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取り組みの再徹底を行っているか。
 |  |
| ②　職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取り組みを職員が連携し進めているか。 |  |
| ③　感染者が発生した場合の積極的疫学調査への円滑な協力のため、病状出現後の接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近２週間の勤務表、施設内に出入りした者等の記録を準備しているか。 |  |
| 共通 | 〇予防に関すること |
| ①　マスク着用を含む咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）が行われているか。 |  |
| 1. 手洗い、アルコール消毒等が行われているか。
 |  |
| ③　居室や共有スペースなどの部屋のこまめな換気を行っているか。なお、換気の際は衣服等の温度調節に配慮すること。 |  |
| ④　トイレのドアノブや取手、パソコン、エレベーターのボタンなど複数の職員等が共有するものについて、定期的に消毒用エタノール等で清拭し、消毒を行っているか。 |  |
| ⑤　①～④については施設職員、利用者のみならず、面会者、委託業者等の職員等と接触する可能性があると考えられる者を含めて、対策が徹底されているか。 |  |
| ⑥　職員においては、職場はもとより、職場外でも「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）が同時に重なる場を徹底して避けているか。 |  |
| ⑦　感染の予防については、・「保育所における感染症対策ガイドライン 」（厚労省）P.8（飛沫感染対策）、 P.12（接触感染対策）・「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版 」（厚労省）」 P.4（感染経路の遮断）　　　　　 を参考にしているか。 |  |
| 共通 | 〇発熱等症状があった場合 |
| 1. 概ね過去14日以内に下記の対象地域（※1）から帰国した職員等（湖北省又は浙江省から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。）については、保健福祉部局、保健所並びに医師又は嘱託医と連携のうえ、発熱（概ね37.5℃以上）や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（ア）又は（イ）に従って対応しているか。

（ア） 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」（別添「岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧」参照）に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。（イ） 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14 日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記（ア）に従うこと。※1（対象地域）：・東アジア：中国（香港、マカオ含む全域）、台湾、韓国・東南アジア：インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア・ヨーロッパ：アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、英国、ウクライナ、エストニア、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン，スペイン，スロバキア，スロベニア， 　　　 セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア・中東：アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ， バーレーン・アフリカ：エジプト、コードジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、モーリシャス、モロッコ・北米：米国、カナダ・中南米：アンティグア・バーブーダ、エクアドル、セントクリストファー・ネービス、チリ，ドミニカ国、ドミニカ共和国、パナマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア・大洋州：オーストラリア、ニュージーランド（地域については、今後の流行状況にあわせて変更の可能性有。） |  |
| ②　発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控えているか。 |  |
| ③　発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しているか。（出勤前は毎日体温測定のこと） |  |
| ④・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が４日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様。）・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）ある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| ⑤・高齢者・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合・妊婦で、④の状態が２日程度続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談しているか。 |  |
| ⑥　インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様かかりつけ医等に相談しているか。 |  |
| 共通 | 〇「帰国者・接触者相談センター」に相談した場合 |
| ①　「帰国者・接触者相談センター」から受診を勧められた医療機関を受診しているか。（複数の医療機関を受診することは控えているか。） |  |
| ②　医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底しているか。 |  |
| 共通 | 〇情報収集 |
| ①　新型コロナウイルスに関する最新かつ正確な情報を厚生労働省ＨＰや、保健所等の関係機関との連携により収集しているか。 |  |
| ②　①で収集した情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、保護者、子ども、障がい者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めているか。 |  |
| 1. 職員等に対し、現在の知見下での新型コロナウイルスに関する適切

な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮しているか。 |  |
| 共通 | 〇県への報告 |
| 1. 新型コロナウイルスの感染者が１名でも発生した場合は、「岐阜県

社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル（平成３１年４月１日制定）」に基づき、「食中毒、感染症患者（疑いを含む）発生報告書（様式１）」により、県等（保健所、県事務所福祉課等、市町村）へ速やかに報告しているか。 |  |
| ② ①の報告以降は、事業所等は最新事項（様式１及び「食中毒、感染症等患者発生時における経過記録表（様式３）」等による。）を県等へ毎日状況報告しているか。 |  |

**【通所系・短期入所】**

| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| --- | --- | --- |
| 通所系・短期入所 | 〇職員について |
| 1. 職員（※2）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認

められる（37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）※2 ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけではなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。 |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。 |  |
| ⑤　食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保っているか。 |  |
| ⑥　入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、管理者は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に対して指示を求めているか。 |  |
| 通所系・短期入所 | 〇職員、利用者以外について |
| ①　委託業者等については、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断っているか。 |  |
| ②　業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が派生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しているか。 |  |
| 通所系・短期入所 | 〇利用者のケア実施について |
| （１）基本的な事項 |
| 「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けて、以下に留意してケア等を実施しているか。・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。・定期的に換気を行う。・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。・清掃を徹底し、共有物（手すり等）は必要に応じて消毒を行う。・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。 |  |
| （２）送迎時の対応 |
| ①　社会福祉施設等の送迎に当たっては、乗車する前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断っているか。 |  |
| 1. 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしているか。
 |  |
| ③　②の状況が解消した場合であっても、引き続き利用者の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行っているか。 |  |
| ⑤　発熱により利用を断った者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行っているか。また、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供（※3）を検討しているか。※3 訪問介護等の職員については、「訪問系」に記載の項目を遵守すること。 |  |
| ⑥　県や市町村（衛生主管部局を含む）、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で、居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう努めているか。 |  |
| （３）リハビリテーション等の実施の際の留意点 |
| 　一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動は重要であるが、感染拡大防止の観点から、「三つの密」を避ける取組みを踏まえて行っているか。 |  |
| 通所系・短期入所 | 〇新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応 |
| ①　社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。なお、特段の記載（【　】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者※が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。※　新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、ＰＣＲ陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。 |  |
| ②　利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに管理者への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。　　また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。】 |  |
| ③　新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施しているか。・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。（なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと）・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。・保健所の指示がある場合は、その指示に従っているか。 |  |
| ④　感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定しているか。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行う。】 |  |
| 1. 感染者については、以下の対応を行っているか。

ア 職員の場合の対応職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従っているか。【感染が疑われる職員については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】イ 利用者の場合の対応利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。【感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】 |  |
| 1. 濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。

ア 職員の場合の対応保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応しているか。】イ　利用者の場合の対応保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行っているか。・自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。・居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。・なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行っているか。 |  |

**【入所系・居住系】**

| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| --- | --- | --- |
| 入所系・居住系 | 〇職員について |
| 1. 職員（※4）については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認め

られる（ 37.5 ℃以上 の発熱 をいう。 以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。）※4ここでいう職員とは、利用者に直接介護サービスや障害福祉サービス等を提供する職員だけではなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等を含むものとする。 |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。 |  |
| ⑤　食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保っているか。 |  |
| ⑥　入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、 発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇職員、利用者以外について |
| ①　面会については、感染経路の遮断という観点で、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限しているか。なお、テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。 |  |
| ②　①について面会をする場合、少なくとも面会者に体温を計測してもらい、発熱が認められる場合については面会を断っているか。 |  |
| ③　委託業者等についても、物品の受け渡しは玄関など施設の限られた場所で行っているか。また、施設内に立ち入る場合については体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断っているか。 |  |
| ④　面会者や業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇利用者について |
| ①　感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等を把握しているか。 |  |
|  | ②　利用者の外出、外泊を制限する等の対応に留意しているか。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇リハビリテーション等の実施の際の留意点 |  |
| 一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動は重要であるが、「三つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があることから、共有スペースでの実施の際に以下に留意しているか。・実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。・定期的に換気を行う。・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用する。・清掃を徹底し、共有物（手すり等）は必要に応じて消毒を行う。・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。 |  |
| 入所系・居住系 | 〇新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の対応 |  |
| ①　社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。なお、特段の記載（【 】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。※　新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、ＰＣＲ陽性等診断が確定するまでの間の者。 |  |
| ②　利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。速やかに施長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。】 |  |
| ③　新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施しているか。・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。（なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと）・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。・保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。 |  |
| ④　感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報の提供等を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定しているか。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者】 |  |
| 1. 感染者等については、以下の対応を行っているか。

ア 職員の場合の対応職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従うこととなる※。【感染が疑われる職員については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】イ 利用者の場合の対応利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体の判断に従うこととなる※。【感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】※ 　「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和２年４月２日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。 |  |
| ⑥　濃厚接触者等については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。ア　職員の場合の対応・保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。【なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。】イ 利用者の場合の対応保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行っているか。・当該利用者については、原則として個室に移動しているか。・有症状となった場合は、速やかに別室に移動しているか。・個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室としているか。・個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m 以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施しているか。・濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底しているか。・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行っているか。・職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を１、２時間ごとに５～10 分間行っているか。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施しているか。・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用しているか。・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用としているか。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行っているか。・ケアの開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノール による手指消毒を実施しているか。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意しているか。「１ケア１手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本としているか。・濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。なお、無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で、個室又はベッドサイドにおける実施も可能。＜個別のケア等の実施に当たっての留意点＞濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意しているか。(ⅰ)食事の介助等・食事介助は、原則として個室で行っているか。・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施しているか。・食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用しているか。・まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄しているか。(ⅱ)排泄の介助等・使用するトイレの空間は分けているか。・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロンを着用しているか。・おむつは感染性廃棄物として処理を行っているか。※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。）(ⅲ)清潔・入浴の介助等・介助が必要な場合は、原則として清拭で対応しているか。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10 分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行っているか。・個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよいが、その際も、必要な清掃等を行っているか。(ⅳ)リネン・衣類の洗濯等・当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者と必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10 分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行っているか。・当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行っているか。 |  |

**【訪問系】**

| 対象サービス | 確認項目 | チェック欄☑ |
| --- | --- | --- |
| 訪問系 | 〇職員について |
| ①　職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる（ 37.5 ℃以上 の発熱 をいう。 以下同じ。）場合には、出勤を行わないことを徹底しているか 。（過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。） |  |
| ②　①に該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めているか。 |  |
| ③　①が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意しているか。 |  |
| ④　①に該当する職員については、「共通項目」の「〇発熱等症状があった場合」を踏まえ、適切な相談及び受診を行っているか。 |  |
| ⑤　症状がない場合であっても利用者と接する場合はマスクを着用しているか。 |  |
| ⑥　入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合、管理者は、すみやかに市町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に対して指示を求めているか。 |  |
| 訪問系 | 〇利用者へのサービス提供について |
| ①　サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が利用者の体温を計測しているか。 |  |
| ②　①で発熱が認められる場合については、「共通項目」の「〇発熱等症状があった場合」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促しているか。 |  |
| ③　①で発熱が認められる場合、事業者等は地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続しているか。 |  |
| ④　①で発熱が認められる場合、サービス提供を行う者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。 |  |
| ⑤　①で発熱が認められる場合、サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行っているか。 |  |
| ⑥　①で発熱が認められる場合、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行っているか。 |  |
| 訪問系 | 〇新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合 |  |
| ①　社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底しているか。なお、特段の記載（【　】の中で記載しているもの。）がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。※新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5 度以上の発熱が４日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については２日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、ＰＣＲ陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。 |  |
| ②　利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行っているか。また、当該利用者の家族等、主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者及び当該利用者の家族等に報告を行っているか。】 |  |
| ③　感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力しているか。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行っているか。【新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定しているか。濃厚接触が疑われる職員については、以下を参考に特定すること。・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を看護若しくは介護していた者・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者】 |  |
| 1. 感染者については、以下の対応を行っているか。

ア 職員の場合の対応職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体の判断に従っているか。【感染が疑われる職員については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】イ 利用者の場合の対応利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。【感染が疑われる利用者については、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けているか。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談しているか。】 |  |
| ⑤　濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行っているか。なお、濃厚接触者については14 日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14 日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従っているか。ア 職員の場合の対応保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従っているか。【感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従っているか。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。】イ 利用者の場合の対応保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保しているか。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討しているか。検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。・サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行っているか。・サービスの提供に当たっては、 地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底しているか。具体的には、 サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 |  |
| 〇サービス提供にあたっての留意点 |
| ・自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤を控えているか。・濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行っているか。・訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行っているか。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫しているか。・訪問時には、換気を徹底しているか。・ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用しているか。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用しているか。・体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行っているか。・サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施しているか。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意しているか。「１ケア１手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。 |  |
| 〇個別のケア等の実施に当たっての留意点 |
| 濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。(ⅰ)食事の介助等・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施しているか。・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行っているか。・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行っているか。(ⅱ) 排泄の介助等・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク使い捨てエプロンを着用しているか。(ⅲ) 清潔・入浴の介助等・介助が必要な者（訪問入浴介護を利用する者を含む）については、原則清拭で対応しているか。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させているか。(ⅳ) 環境整備・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭しているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させているか。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。・トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行っているか。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05％）で清拭後、水拭きし、乾燥させているか。・保健所の指示がある場合はその指示に従っているか。 |  |